

行政書士及び行政書士法人に係る懲戒処分等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項の規定による処分（以下「懲戒処分」という。）その他法第14条の3第1項の規定による通知及び措置の請求（以下「懲戒請求」という。）又は苦情の申出に基づく行政書士又は行政書士法人に対する指導監督に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒請求)

第2条 知事は、懲戒請求が口頭でされたときは、当該懲戒請求をした者（以下「懲戒請求者」という。）に対し、懲戒請求書（様式第1）を提出するよう求めるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、懲戒請求により通知された事実を確認するに足る資料の提出を懲戒請求者に求めるものとする。

3 知事は、懲戒請求が行政書士及び行政書士法人に関するものではないこと、懲戒請求者が前項の規定による求めに応じないこと、懲戒請求の内容が著しく抽象的であること等の理由により適当な措置をとることができないと認めるときは、懲戒請求者に対し、その旨を通知するものとする。

(調査)

第3条 知事は、次に掲げる場合には、愛知県行政書士会（以下「行政書士会」という。）に対し、事実関係の確認を依頼するものとする。

(1) 知事に対し、懲戒請求があった場合（前条第3項の規定による通知をした場合を除く。）

(2) 知事に対し、次のアからウまでのいずれかに該当すると思料される苦情の申出があった場合

ア 苦情の対象である行政書士又は行政書士法人の行為が、法又は行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「省令」という。）の規定その他法に基づく都道府県知事の処分に違反する場合

イ 苦情の対象である行政書士の行為が、行政書士たるにふさわしくない重大な非行に該当する場合

ウ 苦情の対象である行政書士法人の運営が著しく不当と認められる場合

(3) 行政書士会から、知事に対し、前号アからウまでのいずれかに該当すると思料される苦情の申出があった旨報告があった場合（行政書士会が既に事実関係の確認をしている場合を除く。）

2 知事は、行政書士会による事実関係の確認の結果を踏まえ、懲戒請求又は苦情の対象である行政書士又は行政書士法人（以下「対象行政書士等」という。）から事情を聴取し、対象行政書士等に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、及び関係機関から対象行政書士等に関し必要な情報を収集するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、職員に対象行政書士等の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させるものとする。

(懲戒事由の不存在)

第4条 知事は、前条第2項の規定による措置の内容及び同条第3項の規定による検査の結果を検討した結果、懲戒処分の原因となる事実が存在しないことが判明した場合には、対象行政書士等、行政書士会及び懲戒請求者又は前条第1項第2号に規定する苦情の申出をした者（以下「懲戒請求者等」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(懲戒処分の基準)

第5条 知事は、対象行政書士等が行った行為（不作為を含む。以下同じ。）が別表に掲げる懲戒事由（以下「懲戒事由」という。）に該当するときは、当該懲戒事由に係る同表の懲戒処分の種類欄に○印がある懲戒処分（以下「対象懲戒処分」という。）のうちから、1の懲戒処分を行うことができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、対象懲戒処分のうち最も重い懲戒処分よりも重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 対象行政書士等が、懲戒処分を受け、当該懲戒処分の日から3年以内に、懲戒事由に該当する行為を行ったとき。
- (2) 対象行政書士等が、懲戒事由に該当する行為を2以上行ったとき。
- (3) 対象行政書士等が行った懲戒事由に該当する行為が、重大な悪意若しくは害意に基づく行為、暴力的な行為、常習的な行為、懲戒事由に該当する状態が長期にわたる行為又は社会的な影響が大きい行為であるとき。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、対象懲戒処分のうち最も軽い懲戒処分よりも軽い懲戒処分を行い、又は懲戒処分を行わないことができる。

- (1) 対象行政書士等が懲戒事由に該当する行為を行ったことにつき真にやむを得ない事情があると認められるとき。
- (2) 懲戒事由に該当する行為を行った対象行政書士等が、自主的に、法又は省令の規定に違反する状態を改善したとき。
- (3) 対象行政書士等が行った懲戒事由に該当する行為について、法又は省令の規定に違反する程度が軽微であり、業務の改善を指導することにより当該違反の状態が改善される見込みがあるとき。

(指導)

第6条 知事は、前条第3項の規定により懲戒処分を行わないこととしたときは、当該対象行政書士等に対し、業務の改善について指導を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による指導を行ったときは、行政書士会及び懲戒請求者等に対し、その旨を通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指導を行った場合において、違反の状態が改善される見込みがないと認めるときは、懲戒処分を行うものとする。

(意見陳述の区分)

第7条 知事は、懲戒処分を行おうとする場合には、次の各号の区分に従い、当該懲戒処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) 次に掲げる懲戒処分 聴聞

ア 行政書士に対する業務の禁止の処分

- イ 行政書士に対する2年以内の業務の停止の処分
 - ウ 行政書士法人に対する解散の処分
 - エ 行政書士法人に対する2年以内の業務の全部又は一部の停止の処分
- (2) 行政書士又は行政書士法人に対する戒告の処分 弁明の機会の付与
(聴聞)

第8条 知事は、懲戒処分についての聴聞（以下単に「聴聞」という。）を行うに当たっては、総務局総務部法務文書課の職員のうちから当該聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）を指名するものとする。

- 2 知事は、聴聞を行うに当たっては、聴聞の期日の1週間前までに懲戒処分の名あて人となるべき者に到達するように、聴聞通知書（様式第2）を配達証明郵便により発送するものとする。この場合において、聴聞通知書の発送の日から聴聞の終結の日までの間、様式第3による書面を愛知県自治センター前の掲示場に掲示するものとする。
- 3 知事は、前項の懲戒処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないときは、その者の事務所及び住所の現地調査、住民票の写し、戸籍の附票等の交付請求等の方法により、その所在を調査するものとする。
- 4 前項の規定による調査によつても、懲戒処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、知事は、聴聞の期日までの間、様式第4による書面を愛知県自治センター前の掲示場に掲示するものとする。
- 5 前項の聴聞の期日は、同項の規定による掲示を始めた日の翌日から起算して3週間を経過した日以後の日とするものとする。
- 6 知事は、前条第1号ア又はイに掲げる処分を行おうとするときは、第2項の規定による聴聞通知書の発送又は第4項の規定による掲示をした後、直ちに、日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）に対し、様式第5により通知するものとする。
- 7 聽聞の期日における審理は、公開により行うものとする。
- 8 主宰者は、聴聞の期日における審理を傍聴しようとする者があるときは、その者に聴聞傍聬人名簿（様式第6）への記載をさせるものとする。
- 9 主宰者は、聴聞の各期日ごとに聴聞調書（様式第7）を、聴聞の終結後に聴聞結果報告書（様式第8）を作成するものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、聴聞の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び愛知県聴聞手続規則（平成6年愛知県規則第84号）の規定によるものとする。

（弁明の機会の付与）

- 第9条 知事は、弁明の機会の付与を行うに当たっては、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）の提出期限の1週間前までに懲戒処分の名あて人となるべき者に到達するように、様式第9による書面を配達証明郵便により発送するものとする。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第4項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明書の提出期限」と、「様式第4」とあるのは「様式第10」と、同条第5項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明書の提出期限」と読み替えるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、弁明の機会の付与の手續については、行政手続法の規定によるものとする。

(懲戒処分の決定)

- 第10条 知事は、懲戒処分を行うことを決定したときは、その名あて人に対し、懲戒処分書（様式第11）を配達証明郵便により送付するものとする。
- 2 知事は、前項の懲戒処分の名あて人の所在が判明しないときは、その者の事務所及び住所の現地調査、住民票の写し、戸籍の附票等の交付請求等の方法により、その所在を調査するものとする。
- 3 前項の規定による調査によっても、懲戒処分の名あて人の所在が判明しない場合においては、知事は、当該懲戒処分について、民法（明治29年法律第89号）第98条の規定により、公示による意思表示を行うものとする。
- 4 第1項の懲戒処分書が名あて人に到達した場合（民法第98条第3項の規定により懲戒処分の意思表示が到達したものとみなされる場合を含む。）においては、知事は、懲戒処分の内容を行政書士会、総務省その他の関係機関及び懲戒請求者等に通知するとともに、様式第12により愛知県公報をもって公告するものとする。この場合において、当該関係機関に対する通知は、次項の規定による記者発表の前に行うものとする。
- 5 前項前段に規定する場合において、知事は、当該懲戒処分書が第7条第1号アからエまでに掲げる処分に係るものであるときは懲戒処分の内容について記者発表をし、当該懲戒処分書が第7条第1号ア又はイに掲げる処分に係るものであるときは連合会に対し様式第13により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に懲戒処分（行政書士及び行政書士法人に係る懲戒処分等事務処理要領（以下「処分要領」という。）第1条に規定する懲戒処分をいう。）を受けた対象行政書士等（処分要領第3条第2項に規定する対象行政書士等をいう。）に対する改正後の処分要領第5条第2項の規定の適用については、同項第1号中「3年」とあるのは、「3年（平成20年7月1日前に受けた懲戒処分にあっては、2年）」とする。

附 則

この要領は、平成21年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。